

## 議第26号

呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 呉市職員の給与に関する条例(昭和27年呉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「412, 200円」を「413, 300円」に改める。

第8条の2第2項第3号中「100分の6」を「100分の7.5」に改め、同項第4号中「100分の3」を「100分の4.5」に改める。

第14条の4第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。

第14条の5第2項第1号中「100分の75」を「, 6月に支給する場合には100分の75を, 12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「, 6月に支給する場合には100分の35を, 12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

第2条 呉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第14条の4第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

第14条の4の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第14条の5第2項第1号中「, 6月に支給する場合には100分の75を, 12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め, 同項第2号中「, 6月に支給する場合には100分の35を, 12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表第5中

「	消防長の職務	を	「	1 消防長の職務 2 理事の職務	」
---	--------	---	---	---------------------	---

に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

第8条第2項中「100分の212.5」とあるのは「100分の155」を「100分の222.5」とあるのは「100分の160」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

(呉市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第5条 呉市消防職員特殊勤務手当支給条例（昭和45年呉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年呉市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第8条 呉市職員特殊勤務手当支給条例(平成10年呉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(呉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第9条 呉市職員退職手当支給条例(昭和38年呉市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第3条の規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成28年4月1日

2 第1条の規定による改正後の呉市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第8条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「100分の7.5」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の6.79
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の7
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の7.2
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の7.3
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の7.4

4 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第8条の2第2項第4号の規定の適用については、同号中「100分の4.5」とあるのは、それぞれ同

表の右欄に掲げる割合とする。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	100分の3.79
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	100分の4
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	100分の4.2
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	100分の4.3
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	100分の4.4

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の呉市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年呉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「(教育職給料表の適用を受ける職員にあっては、平成28年3月31日まで)」を削る。

(市長への委任)

- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(提案理由)

国家公務員の給与に関する人事院勧告等に準じた給与の改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴う引用条項の整理を行うため、この条例案を提出する。